

當麻往生院と知恩院との關係

井川定慶

一、本尊遷座

當麻往生院（奥院）の本尊たる元祖法然上人御影（木像・重要文化財指定）が知恩院からこちらへ遷移せられて來たことについて、『當麻奥院本尊遷座之記』（奥院藏）には次の如く記されている。

「知恩院第十二世の貫主誓阿上人普觀大和尚とて智道兼備にておはしけるが御歳七十二歲應安二年酉の春、或夜恍惚のうちに本尊圓光大師まのあたりに現われ、師に告げて曰く、今惡人來りて吾が額に釘を打つ者あり、苦痛云うべからずとの給うかと思へば忽ち夢さめぬ。師驚き直ちに參堂し御影を拜瞻し玉うに痛ましい哉、御額に竹釘の打てありけるを、師泣くく釘を抜き玉うに、血の流れ出るに恰かも肉身の如し。此の靈驗を衆人聞き傳えて『血垂れの御影』と稱し奉る。」

かくて同年（應安二年―一三六九）四月七日は法然上人御誕生の聖日に當るが、誓阿上人の夢枕に法然上人がお立ちになり

「我れ本地は大和國當麻寺にあり、我を彼の地に移すべし」

と。夢さめて「さても不思議な夢を見るものかな」と思召し乍ら移轉のことについて何ら手筈をも施さず等閑にせられていたところ同じ夢告を引續き六夜に互つて蒙ることになり、遂に一大決心をされたが「ましてしばし若しも天魔のたぐいのいたづらでもあるまいか」と十四日の夜誓阿上人唯だ一人で御影前に跪き申さるるよう

「此の程毎々夢告を蒙るが、是れはなかく容易ならざること、一般の信者へ與える影響も大へんらんかと考えられる。仰ぎ願わくは上人御慈悲を垂れさせ今一度夢の虚實を示させ給え」

と丹誠を凝らし祈願せられたところ、夜も深更に及び「汝が夢に入りて告ぐるなり。早く彼の地に移すべし」と、同じ御聲を三度までくり返され給うたのである。誓阿上人五體投地して拜受し、夜の明けるのを待つて一山の大眾を召集して事の次第を披露せられたところ是れはまた不思議、大眾も残らず皆同じ夢を感得していたことを異口同音にて答えたという。

そこで大眾は是れはこのまま黙止しておくわけにはいかぬが、先づ朝廷の天氣をお伺いすべきであるということに衆議一決したのである。

誓阿上人は更に一考をめぐらし、勅命によつて作られている「法然上人行狀繪圖」(勅修御傳・四十八卷)の正副二本が知恩院の寶庫に藏せられているが、かかる大切な御傳を萬が一にも火災に遭うとせば一時に兩本焼失しては惜しいから、一本(副)を離れた大和の當麻に移しておいたならばということであつた。早速時のみかど後光嚴天皇に奏聞したところ、殊更に叡感まし／＼御影と御傳の移轉を勅許あらせらる。即ち

後光嚴院勅書

知恩院安置法然上人直作の遺像夢告及數度大和國當麻寺遷送往生院造立之上は遺像安置常行佛號勤修之志願兩院

兼帶寺務之條於、勅許者永可爲本寺職者也
という。

何故當麻の地へ御本尊を遷移したのであらう。奥院の寺傳は上記の夢物語に基いたとあるが、是れは右の本文に上人を指して「圓光大師」と云つてゐるから元祿十年正月十八日の贈號以降の記述であつて、應安二年の誓阿上人當時より既に少くとも三百二十八年経過した——後世の記録であることを銘記せねばならない、ここで考えられることは、應安二年は南北朝時代で、其の前年（應安元年）には後村上天皇崩ぜられ十二月に長慶天皇が住吉の御在所より吉野へ移られてゐるし、同二年一月には楠木正儀が足利義滿に降伏を申入れ、それに對して楠木一族が正儀を攻め、四月に入つて幕府は正儀を救援するも、桃井直常が越中で擧兵するといふから、京洛の混雜は想いやられ何時兵火に罹るかとも案ぜられた時期である。かゝる時は最近の太平洋戰爭當時のごとく、田舎に疎開することを先ず考えることと察せられる。

この後の應仁の大亂に際しては

知恩院黒谷百萬遍等皆兵燹ニ罹ル、當山周譽珠琳開祖ノ影像ヲ奉ジテ江州伊香立ニ逃レ寺ヲ立テ奉安ス之ヲ新知
恩院卜號ス、勅傳其他寶物ハ西山廣谷ノ民家ニ移シ難ヲ逃ル（義山行業記）

という處置をとつたことを想ひ合はすべきである。

次に當麻の地を選んだことである。このことについて前記の『知恩院本尊遷座之記』に「我れ本地は大和國當麻寺にあり、我を彼の地に移すべし」を考える必要がある。

法然上人の「本地」は勢至菩薩であると信ぜられてゐる。當麻寺には有名な當麻曼陀羅（觀經淨土變相）が保存せ

られ廣く信仰せられている。此の變相造作の發願主は中將法如であるが、それを織成するに丁つて、觀音、勢至の兩菩薩が化尼となつて助成したと云ひ傳えられる。即ち、元祖上人の本地たる勢至菩薩の性根籠めてつくられた觀經淨土變相の安置せられている當麻寺が元祖上人にゆかりが深い土地ということになるのであつて、誓阿上人がこれらの當麻曼陀羅緣起を腦裡におさめられていたことが從來元祖上人夢告という型になつてあらわれたのであらうと解せらる。

私は後に江州の伊香立を選んで知恩院を一時的に避難せしめたことよりも此の當麻の靈蹟へ遷られた誓阿上人に對して適地選擇の點で鑑識の高いことを賞讃したのである。

二、當麻寺

偕て當麻寺であるが、大和平野の西に聳ゆる姿の美しい二上山の麓に位し幽邃閑雅の淨境と稱したい。此の地に奈良朝天平の昔に、藤原豊成卿の女即ち中將法如が淨土曼陀羅（當麻曼陀羅とも觀經曼陀羅とも觀經淨土變相とも稱す）を織成して安置せられた曼陀羅堂が境域内にあることによつて淨土教信仰者の崇敬の的とせられて來たのである。

ところで當麻寺というのは用明天皇の皇子麿子王の開創にかかり、初めは萬法藏院または禪ぜん林寺とも號し、もとは二上山の西麓河内國にあつたのを白鳳二年（六七三）に此の當麻の地に移している。ここは役小角の練行した宅趾であつと云い傳えられる。現在の境内は三萬七千二百餘平方メートル（一二四〇〇坪）である。

現在近鐵當麻寺驛より西方一キロ、東門を入つて其の正面に見える曼陀羅堂が一堂の本堂の觀をなしているが、實は白鳳（天平前期）時代の伽藍配置をなしている。本來なら南から入つて其の左右に西塔、東塔があり、正面に

金堂、その後方に講堂があり、其れらの堂内には立派な佛像が安置されている。

金堂（明治三二年四月國寶指定）は五間四面、單層入母屋本瓦葺の重文建造物で本尊塑像は彌勒菩薩坐像（明治四二年九月國寶指定）を安置し、建築様式は鎌倉時代に屬しているが、堂前に白鳳期の石燈籠一基が建つていて其の原初を偲ばせしめるのである。

講堂（明治三二年四月國寶指定）は七間四面、單層四階本瓦葺の重文建造物で金堂と同じく著しく奈良朝風を帯びているが鎌倉末葉のものである。内陣は五間二面で内陣柱には出組斗拱を組み、小天井を設け更に支輪によつて折上げ小組格天井をなし、三間一面の須彌壇上の中央に本尊木造阿彌陀坐像を安置している。

また西塔は三層（各層三間四面）本瓦葺の新國寶建造物（昭和二七年三月指定）高さ八丈一尺八寸（二四・八半）各層軒は二重礎三手先組物を使用している。當麻寺は治承年間に兵火に罹り諸堂宇は殆んど焼失して鎌倉時代に再建したのであるが、東西兩塔のみは難を免れ奈良朝の建築を今に傳えている。

東塔は西塔に對立し同じく三層塔で本瓦葺高さ七丈六尺（二三米）新國寶建造物（昭和二七年六月指定）で其の構造様式とも西塔と同じく形態よく整い造立全體は西塔よりも古くよき建築物である。

曼陀羅堂は一般の歸仰をうけている藕糸織成の阿彌陀淨土曼陀羅を本尊として安置された處から、かく呼ばれるのである。堂宇は桁行七間奥間六間、單層四注本瓦葺の新國寶建造物（昭和二七年三月指定）である。近年大修理され屋根を葺替えたところ瓦葺の下に今一つ棟包の屋根があり、永曆二年（一一六一）の棟木銘が発見され、平安末期の建立ということが判明したのである。内陣佛壇の正面には本尊の淨土曼陀羅を掲揚しているが、其の裏面には俗に「板曼陀羅」と稱して原初の曼陀羅が貼布せられていた古い板が厨子で覆いかくされていて一年に一度開扉さ

れ五月十四日と十五日の二日のみ公開し拜觀に供せられるが、その古い板面をよく觀察するに原初の曼陀羅の藕糸がところ／＼に點々と殘存し板面全體におぼろ氣な曼陀羅のあとを偲ばせしめるものがある。さて本尊の厨子及びその前にある須彌壇は、仁治三年源賴朝の遺願により將軍賴經が修復したことが記されており、佛壇には螺鈿を以て「奉貝磨了寛元元年五月日 尼眞蓮」の銘を遺されている。建築の手法様式に著しく鎌倉式の特徴を存しているから仁治・寛元の頃（一二四〇—四七）の再造によると見るべきであるが、惟うにこの堂は古くから存在していた堂を再用しつつ永曆年間に現在の形としたものと思はれる。内陣の年代は様式上、奈良時代後期ごろと見られるし、本堂裏の闕伽棚は文永ごろに設けられている。また曼陀羅をかける六角形の厨子及び螺鈿をちりばめた佛壇は平安初期を下らぬ作で柱の漆繪、軒うらの平文などまことにすぐれた工藝品である。

さて原初の淨土曼陀羅は緣起によつて、天平寶字年中（七五七—六五）横俣^{はき}右大臣藤原豊成卿の姫、中將法如が藕糸（はずいと）をもつて織成したと云い傳えらるゝ、もと／＼觀無量壽經の所説を唐の善導大師が解釋した『觀經疏』に基いている。是を拜觀することによつて西方阿彌陀淨土を欲求せしめるように趣考をこらしたものであつて、此れとよく似た佛畫は近年西域燉煌石窟から多數發見せられているし、善導大師の傳記にも淨土の變相三百舖をつくと記されているから、中國の隋唐からの佛教文化の影響であることは容易に察せられる、中央に阿彌陀三尊像を描き左に序分十段、右に日想觀以下の十三觀、下には上品上生から下品下生に至る九品來迎を圖示されている。豎横ともに十二尺五、六寸（三・〇八米）の大幅である。原初の根本曼陀羅は上記する如く元來板に貼布せられていたものを保存のためを考えてはがして畫幅仕立として別に寶藏に保管し、曼陀羅堂に寫本を掲揚して來たのであるが、それも千二百餘年の間に少くも二、三回轉寫せられ現在の本尊は「文龜曼陀羅」と稱せられている。後柏原天

皇が御生母准三后御菩提の爲めに畫師法橋慶舜、法橋專慶の兩人に畫かしめ、文字は天皇御自ら宸翰を染めさせられたものと云ひ傳う。保存よく原圖の面影を偲ぶには充分である。絹本着色で明治三十年十二月に早くも國寶に指定せられている。

なほ此の淨土曼陀羅に對する一般の信仰は殊の外厚く、淨土教崇信の道俗が、古來此れを求め、是れを拜觀することを憧憬したものであつて、法然上人の高弟西山證空上人は格別尊崇せられ曼陀羅の註記を著はしているし、『融通念佛緣起』によると、結縁の信者の法名を書き綴つて此の曼陀羅堂に納入すると記されている。

奥院の開基（知恩院第十二世）誓阿普觀上人が七夜連續して元祖上人の夢告を蒙り、我が本地たる大和の當麻寺に我が影像を移されたいと懇請せられたどうのも實は此の曼陀羅のある靈場であつたからであつて、元祖上人の夢告という形式で誓阿上人がかねて欣慕していた當麻曼陀羅のゆかりの地を求めて戰亂となりそうな京都の知恩院の地から此の閑寂な當麻をあこがれ移り來つたと解すべきではなからうか。

三、本尊御影と勅修御傳

さて知恩院の御本尊といへば、勅傳卷三十七に次の如く記されている。

「武藏の御家人桑原左衛門入道^{不知}實名と申けるもの、上人の化導をつたえきて、吉水の御房へたづね参りて念佛往生を教えられたてまつつてのちに、但信稱名の行者になりければ、歸國のおもいをやめ祇園の西の大門の北つらに居をしめて、常に上人の禪堂に参じて不審を決し、念佛念りなかりけるが、無始よりこのかた常没流轉して出離その期をしらぬ身の忽ちに他力に乗じて往生を遂げ永く生死のきづなを切らん事ひとえにこれ上人御教誠

のゆえなりとて、報恩のために眞影をうつしとどめたてまつりけり。その志を感じて上人自ら是れを開眼し給う。上人御往生の後に偏へに生身のおもいをなして朝夕に歸依渴仰す。かの入道ついに種々の奇蹟を現わし往生の素懷を遂げにけり。年來同宿の尼、本國へ歸り下る時、彼の眞影を知恩院へ送たてまつる。當時御影堂におはします木像これなり」

即ち知恩院御本尊は此の縁起の如く桑原左衛門入道によつてつくられていると信ぜられている。

そこで、此の桑原左衛門入道の彫作御影を當麻へ遷座したのであろうかというに、當麻往生院の寺傳には

「法然上人が四十八歳の時に鏡に向はせられて自ら彫刻し、四十八ヶ度開眼せられたので『鏡の御影』とも稱し奉る」というている。また、『遷座之記』には當時知恩院には御自作の御影が三軀あつて此の御影は其の中の一體であるとも傳えていて、知恩院の本尊であつた唯一の御影（桑原左衛門彫作）を當麻へ遷座したとは云ひ切つていないので、そこに知恩院本尊のことも考えた意味深重なる寺傳であることを味うべきである。

それにしても當麻往生院本尊の法然上人坐像（木像）一軀は夙に國寶に指定されていて、鎌倉時代の肖像彫刻中でも殊に傑出しているとは専門家のひとしく認むるところである。

次に勅修法然上人繪傳四十八巻を知恩院より當麻へ移したことである。

四十八巻傳は知恩院第八世如一國師が伏見、後伏見、後二條の三帝の御歸崇をうけていたところから、元祖法然上人傳記の立派なものを完成させたかつたのである。殊にそれまでに出來ている法然上人傳には「知恩院」の事が何ら記されていないのである。そこで奏上したところ、幸い三帝の勅願として當時比叡山功德院に住む學僧で如一國師のお弟子で淨土宗のことをよく知つている關係にあつた舜昌法印に其の編集を委嘱する御許しを行つて實行に移

したのである。其の傳記の草稿がまとまると、上記の三帝の宸翰や公卿方の染毫助力もあつて四十八卷といふ膨大なものになつた。それに添えて意味を表示する繪は當代の名手土佐吉光と其の一派に彩筆を揮つてもらつたのである。編者の舜昌は自らの著『述懐鈔』に「不圖勅命ヲウケ法然上人ノ勸化ヲ畫圖ニ寫シ」と前後の經緯を記していることで確かであるし、同時代の旭蓮社澄圓は『淨土十勝節箋論』に「知恩院別當法印大和尚位舜昌、得之而爲之祖師行狀畫圖之詞」と記している。

四十八卷傳が出来上るとなかく立派であつたところから朝廷でも一本を保存しておきたいとの思召しから複製せしめられて秘庫に藏せられていたのを知恩院へお下げ渡しになつて知恩院には正副二本が保管せられていたのであるが、上に記す如く第十二世誓阿上人が元祖大師の御影を菅麻へ遷座する際に副本の方を同時に此の奥院へ持参せられることになり今日に至つていふのが往生院の寺傳である、また鹿谷法然院忍漱上人は『御傳緣起』に「其後吉水（知恩院）十二世誓阿上人宸翰を秘藏し思い給いける餘り、若しはからざるに非常の災などにあいて兩部の御傳（正、副）、時のまの鳥有ともなりなばいかばかり心うきわざなり可ければ、一部をばいかにも世離れたらんはるけき名山に藏して末の世の寶券に残さばやと、常に遠き慮をめぐらされけるが、老後に和州菅麻の往生院（奥院）に退居し給ひける時、御正本はあまたの宸翰、名筆備足して畫圖の彩色まで殊に勝れて嚴重なりしかば、これを吉水（知恩院）の寶藏に留められ、副本一部を隨身して往生院の寶藏に納められけり、今に相傳えてかの寺に第一の靈寶と崇むる是なり云々」と記して裏書している。

更に知恩院所藏の『舊記採要錄』には

當麻往生院と知恩院との關係

「第十二世誓阿上人住持之時康安元年（正平六年）（一一三六一）宗祖大師百五十回遠忌に當て、勅して慧光菩薩之謚號を賜う。

又誓阿上人へ詔しての給わく、祖師の傳正本副本とも甲乙なし、就中重寫の一本は第一、第十一、第三十一の三卷は伏見法皇の宸翰、第八、第廿の二卷は世尊寺從三位行俊卿の筆殘る。第四十三卷後伏見上皇悉く宸翰を染させ給う。叡願又たぐいなし一庫に兩部を秘藏し、若不圖非常の災ありて一時に烏有ともなりなばうき事の限りなるべければ一部はいかにも世はなれたらんはるけき名山に残して未代の寶券に残すべしとの勅詔により、大加國當麻寺の奥に一字を建立し佛殿には宗祖大師の眞影を安置し、寶庫には一部の勅傳を藏す。兩傳とも今に相傳へ現存し、一宗の靈寶天下の美玉と崇む。是皆朝恩のしからしむる所也と云々」

とあり、右の文中上人を宗祖大師と稱しているのは大師號「圓光」の下賜された元祿十年（一六九七）正月十八日以降の記録作成であることが知れ、前掲の忍激『御傳緣起』に、文章の相似せる點より忍激以後のものと考えられる。

當麻往生院所藏の『奥之院緣起』には、

「奥之院に安置せる大師の眞影は元知恩院に崇め在りしを應安三年（一三七〇）の春勅許に依りて十二世誓阿上人當院を開基して勅修御傳副本と俱に納め奉る」

と移管のことを傳えている。知恩院『舊記録』の康安元年（一二三六）とは年次に於て九年の差異あるだけで其他の内容は殆んど同じである。但し此の『奥之院緣起』も後世の撰述である。奥院では第三世入阿（知恩院第十八世）の撰としているが、現存するものは慶應二年（一八六六）に第四十九世現阿大縁が書寫となつていて、これも文中に上人を「大師」と呼んでいる點から入阿時代そのままのものでなく、元祿十年以降であり隨て其の内容の信憑性

は甚だ薄いのである。

以上の如くであるから當麻本四十八卷傳の移轉事情に就ては確たる史料がないわけで、知恩院第十二世誓阿が本尊御影と同時に携行し來つたといふことは『奥之院縁起』以外には確證がないのである、而かも現存の當麻本四十八卷傳は知恩院本作成直後のものとは考えられないのである。

然らば其の作製はいつか。誓阿のあと知恩院から當麻往生院に退隱したのは前記の入阿である。但し何年に大和へ移つたものか知恩院、往生院の兩方記録にも判明せないが、知恩院では入阿のあと堯譽隆阿(十九)空禪(二十)大譽慶竺(廿一)と次第し退隱した入阿(十八)は空禪世代中の文安五年(四八)八月廿六日に示寂している。

ところで二十世空禪の世代中に四十八卷傳が知恩院から伊勢兵庫助亭へ持ち出されているのを中原康富が見ている(康富記文安元年六月十、十一兩日の條)

また江州金勝寺に於て永享九年八月 日に玉泉坊覺泉が法然上人繪傳を抄寫しておいたものを十一年後の文安四年十月廿五日、更に複寫したものを近衛家文書(當時京都帝國大學寄托中)九萬八千餘點の古文書類を整理中に偶然にも、發見することを得たのである。即ち『法然上人繪詞(黒谷上人繪詞拔書)二卷』(現在、陽明文庫所藏)の奥書(拙編『法然上人傳全集』)によつて知り得るのである。

是等が何れも入阿の存命中の出來事であること、また此れより少し前の永享三年に知恩院が焼け、足利義教將軍は再興を令し、翌年五月に二十世空禪が知恩院本堂勸進牒(人別一文四十八萬人に喜捨を求む、その版本は知恩院現存)をつくり淨財勸募に當つてゐるのである。

そこで考えられることは、知恩院の火災により避難のために四十八巻傳が知恩院より外に持ち出されている間の出来事ではなからうか。即ち玉泉坊覺泉が抄略本をつくつたのは知恩院火災（永享三年）後六年目であり、伊勢兵庫助亭で中原康富が四十八巻傳を見たのは十四年後である。『忍激御傳縁起』に「もしはからざるに非常の災などにおいて兩部の御傳、時の間の烏有ともなりなば、いかばかり心うきわざなる可ければ、一部をばいかにも世離れたらんはるけき名山に藏して末の代の寶券に残さばや云々」という御傳移轉の考えが、實は十二世誓阿の時ではなくして二十世空禪の代になり、今眼前に火災を見て複寫の副本を遠隔の名山「大和當麻寺」に残そうとし、當麻奥院三世（知恩院）入阿（知恩院では二十世（十八を）入阿（世空禪の時代））の手によつて當麻へ移管されて行くのではあるまいか。

以上は勿論假定の説ではあるが、こう考えると當麻本の出來た時代と合致するようである。また伊勢兵庫助亭に四十八巻傳があつたことも或は複製本をつくる爲めで、あの流麗な當麻本の書蹟は宸翰でないとしても、貴族上層階級の手でなくしては到底及び難いもので、此の兵庫助亭保管の時は當麻本複製途上ではなからうか。

尙ほ當麻本は知恩院本を見寫した複寫本であるといふことは大正十一年夏、親しく兩本を校舎した結果、第一、兩本の實物を比較して製作年時の差異（知恩院が古く）あること、第二當麻本の詞書には處々に、脱漏の箇所があることである。即ち卷十八の「私云淨土宗の學者ます（五十三字脱漏）すべからく聖道をすて、淨土に歸すべし」「あるいは成就せるもあり（十二字脱漏）いぶかし法藏菩薩の」、卷十九の（廻向しまいらせ（三十字脱漏）候はばやどこそは」、卷三十六の「念佛をもつ（十九字脱）さきとす」の如き其の著しい例である。想うに知恩院本を見て書寫する際に誤つて脱漏した結果であり、當麻本がその複寫本たる證據である。

次に料紙のこと。即ち知恩院本では詞書と繪相とは全く別紙を使用しているのに、當麻本では別紙のところが多

い中に間々詞書が繪相の料紙に喰い込んであることを見うけるのである。

更に記せば四十八卷傳の正副兩本とも内題がなく外装に題簽を付し、それに外題を認めているが、それは本文詞書とは別筆で而かも兩本とも通卷別々に四十八卷が同一筆である。そして知恩院本は「法然上人行狀繪圖」であり、當麻本は「法然上人行狀畫圖」である、此の「形」が特徴で、一見して知恩院本と識別しうるのである。されば江戸時代の寫本四十六卷傳で桑名市久村源助氏舊藏本の如きは『法然上人行狀畫圖』となつていて當麻本の複寫であるに對し燈譽本（永祿元年八月書寫）、徳富蘇峯本（慶長十二年文書書寫）、爲基本（知恩院、増上寺所藏の嘉永六年書寫）など知恩院本によるものは「行狀繪圖」となつてゐる。

而かも知恩院本の繪相は詞書を具體的に描寫することに努力し四季の變遷を示すために草木を描き、風俗建築様式にも眞劍にとり組んでいて岩繪具も充分に使用している。是に對して當麻本は幾分工夫を凝らして補訂している點はうかがえるけれども、兩者を比較すると、群參の人物の數を少くしたり、塔や木立の描寫なども随分簡明に繪具も薄く使つて聊かお粗末な感を與えている。

四、誓阿上人のこと

誓阿普觀上人は知恩院第十一世圓智上人の資であり、圓智は退隱して鳥羽法傳寺を開き、また山科阿彌陀寺にも住している。その師は知恩院第十世西阿であり、更にその師は第九世舜昌であるから第八如一國師、第九舜昌、第十西阿、第十一圓智、第十二誓阿と師資相承して重職しているわけである。

知恩院の『舊記採要錄』によると朝恩を厚く蒙り、在任中に宗祖上人百五十回遠忌に際しては慧光菩薩の諡号を

賜つてゐるし自らも紫衣被着の勅許を得てその記念としての賜紫服肖像を當麻輿院に今に傳來している。また足利氏の歸信も厚く勅修御傳の再飭を加え、紙の繼目毎に自らの花押を記したという、現に知恩院本の繼目に花押が認められている。尙ほ四十八卷傳を納める唐櫃三合は足利家より寄進せしめたと記されているが、其れが知恩院寶庫に現存している。

尙ほ誓阿上人が本願寺覺如、存覺と親しかつたこと、そして存覺に四十八卷傳を書寫せしめてゐることを付記しておこう。

即ち『存覺袖日記』によると

老上人（覺如）御終焉、觀應二正月十九日酉之中刻也

一 〔 〕 廿一日葬送ノ事 茶毘 河島ハ程遠ク所整ノ障リアレバ （務カ） 大祖舊例ニマカセ 延仁寺可然 問答 當

住誓阿懇義ニ取持 廿三日朝出棺 （以下略）

と「當住誓阿」が懇義にとりもつて出棺したとあるし、『慕歸繪詞卷一〇』には

（上略）兩三日は殯送の儀をいそがねども、かくてもあるべき歎とて、第五箇日の曉知恩院の沙汰として、彼等の長老僧衆をなびき迎とりて、延仁寺にして空しき烟となしけるは、あはれなりし事のなかにも（以下略）とここにも知恩院長老云々と出ている。

然し誓阿を「當住」と冠してはいるが觀應二年（一三五二）の正月は知恩院ではまだ第十世西阿の在任時代である。誓阿はその孫弟子であつたが、既に相當の力をもつていて本願寺に助成したと想はれるし、隨て誓阿と存覺との間に親交のあつたことが察せられる。そこで『存覺袖日記』四二（六六一）に

黒谷四十八卷繪詞

杉原四半紙五行定

- | | | |
|----|--------------------|------|
| 第一 | 第一卷ヨリ
第五卷マデ | 三十六丁 |
| 第二 | 第六卷ヨリ
第十卷マデ | 三十九丁 |
| 第三 | 第十一卷ヨリ
第十六卷マデ | 四十五丁 |
| 第四 | 第十七卷ヨリ
第二十卷マデ | 五十丁 |
| 第五 | | |
| 第六 | | |
| 第七 | | |
| 第八 | | |
| 第九 | 第四十一卷ヨリ
第四十五卷マデ | 六十二丁 |
| 第十 | 第四十六卷ヨリ
第四十八卷マデ | 三十八丁 |

と記されている如く知恩院所藏の四十八卷傳（現・國寶）を書寫することになつたのである。この四十八卷傳が果

して知恩院本や否やについては既に佛教大學研究紀要通卷第四十四・四十五合卷（西本願寺所藏の黒谷聖人繪詞拔書）
 —天文五年の證如上人筆—に論考すみである。

此の『存覺袖日記』の記事あるによつて知恩院本（原本）が誓阿時代に既に完成していた証拠ともなり得たのである。（拙著『法然上人繪傳の研究』一三七頁）また誓阿と四十八卷傳との因縁の深いことも知りうる次第である。更に誓阿と本願寺との關係の重なりをも知るべきである（このことは本願寺史第一卷二一六頁掲出）

五、知恩院との契約狀

應永十四年六月に往生院第五代住持入阿（知恩院第十八世）が隆阿（知恩院第十九世）空禪（知恩院第二十世）の加判によつて知恩院と往生院との關係の深いことを示す契約狀をとり交付していることである。（本狀は昭和十一年七月二十日付淨土宗宗寶指定）。
 即ち

定

知恩院與當麻往生院との契約狀之事

- 一、知恩院の住持往生院に器量あらば相共に談合して定むべき事
- 一、往生院住持知恩院に器量あらば是を定むべき事
- 一、御影堂之衆の中に不義の仁あらば衆として罪科すべき事
- 一、不義之仁御影堂の衆として成敗叶わず知恩院よりしてこれを沙汰せらるべき事
- 一、此兩寺において永代水魚の思をなしてこの旨を相共に不可背之事

如是の契約者知恩院の住持誓阿上人者當麻御影堂の開山なり、此いわれによつてかくのごとくの條々所定如件
應永十四年^{丁亥}六月二十五日 住持 入阿 御判

善光坊 法阿 判

金輪寺 良阿 判

隆阿 判

淨法寺 林阿 判

等阿 判

安養寺 空禪 判

となつてゐる。

次に降つて江戸時代に雄譽靈巖上人定書が下されている。即ち

雄譽 在御判

定

一、當麻淨土宗曼陀羅堂佛事勤行無闕如可被執行事

一、毎歲元日曼陀羅堂出仕滿勤行、護念院念佛院此兩院並衆僧則往生院に奉安置元祖前參勤禮拜、拜小經一卷不移時刻住持江可禮儀事

一、往生院より兩院江者日中勤行過可返禮事

一、法事作善三ヶ寺會合之節、不謂老若可爲往生院住持導師事

當麻往生院と知恩院との關係

一、往生院住持不論出世之遲速於大和國中は可爲座上事

一、往生院之儀禮寺中爲淨教一派之首頭上者萬事に付仕置相談別而可被相計之事

一、敬上慈下不可亂沙門之法儀事

右往生院之儀本寺第十二世誓阿上人御開基、日域元祖直作之形像誓阿上人彼院に被奉住持移之候、此形像雖本寺之御堂安置候深妙不思議七度之 叡夢並誓大和尚高貴僧侶靈夢事不知其數由、教祖語分明候、因茲任去 應永十四年六月日本寺十八代先判之旨、爲永代中相續今度潤色而申遣候、不可混餘寺

宗門一派之衆僧堅可相寺此旨、若於違背在之は可被及本寺之沙汰者也、仍下知如件

寛永十四年^丁十一月十九日

本山知恩院役者 良正院 宗把 判

同 常稱院 九達 判

同 忠岸院 源蔡 判

同 本覺寺 深譽 判

同 淨善寺 天譽 判

往生院住持廿四代 雲譽上人

尙ほ往生院は通稱「當麻奥院」となつてゐる。是れは當麻寺の奥院ではなく「知恩院の奥院」であるという。即ち往生院は上述の如く知恩院住職が退隱して入寺され、殊に御本尊元祖上人御影、勅修御傳の保存せられてゐる由緒によつて上掲の契約狀や靈巖上人御定書が交付されて居り此の寺の住持は特に紫の法衣を被着し金襴の袈裟を掛

けるという江戸時代にあつて餘程の格式が與えられていたものである。今知恩院の『來翰留書』寶曆七年九月の項によると、それを確かに認める許容を書き下されたいと願ひ出ているのである。即ち

乍恐奉願口上書

一、當麻奥院御本山十二世誓阿上人の御代七度の依御告夢、御本山御堂御安置之大師御尊像往生院江被爲奉御移、誓阿上人も被爲遊御移住候、其以來代々金襴衣着用有之、就中御本山雄譽上人御代奥院廿四世雲譽江金襴衣被爲下置、依御免許同廿五世行譽金襴衣を懸御本山御忌中出勤仕候、四百五拾年之御忌御法事中同廿七世英譽金襴衣に而出勤、其後智鑑上人御代女院御所奥院靈寶御照覽之序を以御本山於御堂開張有之候處、依仰廿七世英譽懸金襴衣高座之上に而靈寶及披露候事、別紙寫書奉御覽入候、因茲永世金襴衣御免許之御事と奉存、不憚從前々表曼陀羅堂之法會、自院於常行茂相懸勤行仕候、定而御許容御下狀可有之儀と吟味仕候處、御免許之御事と前々之書付而已に而御本山之御許容狀不相見候入阿上人御契約狀、雄譽上人御定書、不混餘寺殊に御本山之奥院と申す、從前々金襴衣相懸御免之上御本山前出勤仕候段被爲御聞分、永世御免許之御下狀被爲成下候様、今般奉願上候、願之通御許容被爲成下候者前住共に難有奉存候、右之趣宜御披露奉願上候、以上

寶曆七丑年九月

當麻奥院 前住 誠誓 印

當住 教誓 印

而して明治になつても往生院は特別の待遇を總本山知恩院より授與せられている、即ち

當麻 奥院

大和全國一派學識德望之僧公撰ヲ以テ昇進寺ト可相守事

當麻往生院と知恩院との關係

明治八年八月二十五日

總本山七十五世 大教正養鷗徹定 ㊦ ㊦

其の後明治廿三年になつて

奈良大教會當麻中教會 奥院

其寺儀ハ應安三年三月勅許ニ依リ知恩院安置ノ宗祖大師影像ヲ遷シ同院十二世誓阿上人ノ開基スル所トス、特ニ勅修御傳ノ副本宗内名刹ノ隨一ナリ、仍テ宗制及其他ノ規則ヲ遵守スル上ニ於テ古來ノ慣例ヲ保持シ本末一致以テ宗風ヲ宣揚スヘシ

茲ニ其由緒ヲ證明ス

明治廿三年八月七日

淨土宗管長 日野 靈瑞 ㊦

と證明されているのである。

尙ほ大永四年（一五二四）正月元祖法然上人の御遺徳を景仰せられて後柏原天皇は知恩院第廿五世超譽存牛に鳳詔を下し近畿の門葉を參集せしめて一七晝夜に互リ『御忌』の法要を勤修せしめられることになり、知恩院では爾來毎歲正月十九日より廿五日まで門葉相參集して奉修している（明治十一年より陽曆四月に變更）。この光榮ある法要は淨土宗獨自のもので最初は知恩院のみの奉修であつたが、其の後京都の各本山、江戸増上寺等の檀林でも一々許可を得て奉修することになつたが、當麻往生院は知恩院の奥院たる由緒により夙に此の「御忌會」を一七日間勤修して來ている。今は陰曆一月から陽曆二月に變え、十九日から廿五日まであつたのを廿四日の御速夜から廿五

日の御正當まで御影堂で勤修され、これには當麻山内は申すまでもなく、大和一圓の淨土宗寺院住職が隨喜して參集し善男善女の結縁するものも多いのである。

尚ほもとく知恩院に所藏せられていた筈の寶物が、數多く往生院に移管せられている、上記の御影と勅傳の他に元祖上人撰述の『選擇本願念佛集』古寫本一冊が保存せられていることである。この書は建久九年元祖六十六歳の春の撰であるが、原本は九條兼實公に提出せられている筈である。本書の奥には「元久元年十一月廿八日書寫了願以此功德往生一佛土而已□□□□」と記されて、寫本としても古く尚ほ且つ親鸞聖人が元祖上人より『選擇集』を授かつた元久二年閏七月二十九日と關連しているのではなからうか（望月信亨博士論考）と云はれている貴重な史料でもあるわけである。

其他 平重衡より元祖上人へ贈られた松蔭硯、元祖上人御使用と考えられる栴檀數珠や持蓮華、御着用の九條袈裟などの什寶物は何れも誓阿上人によつて知恩院より移されたものと見るべきである。（昭和四四・一〇・三日）

